

寿楽荘入所指針概要

1. 目的

この指針は、特別養護老人ホーム 寿楽荘(以下「寿楽荘」という。)の入所に関する基準を明確化することにより、入所決定過程の公平性・透明性を確保するとともに、在宅生活の困難度の基準を定めることにより、介護保険法の在宅重視の理念と利用者の状態に応じた施設・住居系サービスの利用等を具現化することを目的とする。よって入所判定の取り扱いを次の通り定める。

2. 入所対象者

入所対象者は、原則として要介護3から要介護5と認定された方で、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を

3. 特例的な施設への入所対象者

(1)特例的な施設への入所対象者とは、要介護1又は要介護2と認定されたもので、居宅において日常生活を営むこと

(2)特例入所の要件に該当する事の入所判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに關し、以下の事情を考慮すること。

①認知症である者であって、日常に支障を来すような症状・行動又は意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

②知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動又は意思疎通の困難さが頻繁に見られる

③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービス又は生活支援の供給が不十分であること。

4. 入所申込み方法

(1)申込み方法

入所の申込みは、寿楽荘で定める入所申込書に別表の入所申込者評価基準に係る意見書等を添付して原則として入所希望者または家族等が行う。また、申込者は記載事項に変更があった場合には、変更状況について報告しなければならない。この場合において、変更事項について介護支援専門員等の意見書を添えるものとする。

(2)入所申込者評価基準に係る意見書の作成

意見書は原則として居宅介護支援事業所または施設の介護支援専門員が作成する。

(3)入所申込受付台帳の管理

入所申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して生活相談員または介護支援専門員が管理する。また、辞退や削除等の事由が生じた場合はその内容を記載する。

5. 市との情報共有

特例入所の申し込みがあった場合には、施設及び市において、以下の手続きにより申込者に関する情報の共有等を行う

①申込者から提出された入所申込者評価基準に係る意見書により、八戸市に対して報告を行うとともに、当該申込者が
②市は、①の求めを受けた場合において、特例入所に対する意見書により施設に対して適宜意見を表明できるものとする。

③入所を決定する際の手続として設置する入所に関する検討のための入所検討委員会においては、必要に応じて介護の必要の程度又は家族の状況等について、改めて八戸市に意見を求めることが出来る。

6. 入所検討委員会

(1)入所定員に空きが生じた場合に、入所候補者の選定等の事項を処理するため、合議制の委員会(以下「入所検討委員会」という。)を設置する。

(2)入所検討委員会は次のものをもって構成する

①施設長(副施設長) ②副施設長(事務長) ③生活相談員 ④介護支援専門員 ⑤介護リーダー ⑥機能訓練指導員 ⑦看護師 ⑧管理栄養士とする。また、()内の職員は、入所検討委員不在時の代行者とする。

(3)入所検討委員会は、必要に応じて施設長(副施設長)が召集して開催する。開催にあたっては、入所検討委員の施設長(副施設長)を除く4名以上の参加がなければならないものとする。

(4)入所検討委員会は、別表の入所申込者評価基準により、入所希望者の要介護度・日常生活自立度・在宅サービスの利用率・介護者の状況等や、寿楽荘の体制(看護職員配置数や勤務体制等の医療的処置者への対応能力)を総合的に判断し入所候補者の選定を行う。その後、選定された入所希望者または家族へ連絡し、入所の意思を確認する。入所を望む場合には、入所希望者または家族同意のもと生活相談員または介護支援専門員が面接を行う。面接後、入所希望者または家族へ連絡し、同意のもと入所事務手続きを進める。

(5)入所検討委員会は、審議の内容を記録し2年間は保管する。また、この記録は県または市町村から求められた場合は、これを提出する。

7. 入所判定台帳の作成

(1)作成方法

入所判定台帳は、別表の入所申込者評価基準の合計点の高い方から登載する。

(2)作成時期

入所判定台帳は、別表の入所申込者評価基準が提出された都度作成する。

8. 辞退者の取扱い

入所の意思を確認したにもかかわらず、入所希望者または家族の都合により一時辞退があった場合は順位を5番繰り下げ、再度の辞退があった時は、入所申し込みを取下げ待機者台帳から削除することが出来る。

9. 特別な事由による入所

次に掲げる場合においては、施設長(副施設長)の判断により入所を決定することが出来る。

(1)災害や事件・事故等により入所検討委員会を招集することが出来ない場合。

(2)老人福祉法に定める措置委託による場合。

(3)入所希望者や介護者の心身の状況が悪化するなど早急に施設入所を必要とすると判断された場合。

(4)入所者が長期入院(概ね3ヶ月以上)により退所し、退院後において在宅生活が困難と判断された場合。但し、入所希望者または家族が施設入所を望む場合に限る。

10. その他

(1)入所申込者への説明

①申込時の説明

ばならない。

②評価結果等の説明

申込者又はその家族等からの求めに応じ、評価基準に基づく評価結果、順位、入所決定過程等について説明しなければならない。

(2)申込者の調査及び関係機関との連携

申込者の状況について、原則として1年に1回調査を行うとともに、申込者の担当介護支援専門員等との継続的な連携を図り、常に的確な情報把握に努めるものとする。